

訂正内容

1. テキスト (p298)

(2) 招集通知の送付期限

原則：少なくとも **1週間前** に、①会議の目的たる事項、及び②議案の要領を示して、各区分所有者に発しなければならない。

check
| □1週間との期間は、規約で **長くも短くもできる**。

「長くすることはできるが、短くはできない」に訂正